

「内閣府等におけるGSS運用支援業務」の仕様書（案）に係る意見について

凡例）種目欄 [1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No	資料名	頁番号	行番号	項 目	種 別	意 見	理 由	回答内容
1	調達仕様書	8		No. 6	3	その他支援の3点目 『GSS端末の管理及び外部拠点への配布・回収や、海外出張における設定作業等を行うこと。』 について、管理対象となるGSS端末の台数及び、拠点数と所在地についてご提示願います。	適正な提案や見積を各業者が実施できるようにするため。	いただいたご意見を踏まえ、調達仕様書にGSS端末台数及び拠点一覧を追記いたします。
2	調達仕様書	8		No. 6	3	その他支援の2点目及び4点目の 『プリンタ・複合機情報（IP アドレス、機器管理番号、設置場所等）の管理（保守は除く）を行うこと。また、プリンタ・複合機の新規設置・移設・入替・設定変更等が発生した場合、必要に応じて部局との調整、GSSへ問い合わせを行う等の支援を行うこと。』 『新たに G-Net へ個別システムを接続する際や IP アドレス変更等の際に支援を行うこと。』 について、IPアドレス等の管理対象となる拠点についてご提示願います。	適正な提案や見積を各業者が実施できるようにするため。	いただいたご意見を踏まえ、調達仕様書に拠点一覧を追記いたします。
3	調達仕様書	-	-	-	1	仕様書上にて、納入成果物における不適合時の履行の追完要求期限を検収後1年間とする旨をご記載願います。	納入成果物の追完要求が過去無期限に遡って実施可能であるような記載は、各事業者にとって大きなリスクであると考えられるため。	いただいたご意見を踏まえ、調達仕様書に検収後における契約不適合責任を1年間を期限とする旨、追記いたします。
4								
5								
6								
7								
8								